

にほんがくじゅつかいぎ だい きしんきかいいんにんめい きんきゅうせいめい
日本学術会議の第25期新規会員任命についての緊急声明

わたし き そきょういくほしやうがつかい にんげん にんげん そんげん い ひつよう きそてき きやういく
私たちが基礎教育保障学会は、人間が人間として尊厳をもって生きていくことに必要な基礎的な教育
ほしやう かか けんきゆう じっせん
の保障に関わる研究と実践をめざしています。

にほんがくじゅつかいぎ だい かいそうかい ねん がつふつか すがよしひでないかくそうりだいじんあて だい き
日本学術会議は、第181回総会(2020年10月2日)において、菅義偉内閣総理大臣宛で、第25期
しんきかいいんにんめい かん つぎ てん ようぼう けつぎ
新規会員任命に関して次の2点を要望することを決議しました。

1. 2020年9月30日付で山極壽一前会長がお願いしたとおり、推薦した会員候補者が任命されな
りゆう せつめい
い理由を説明いただきたい。

2. 2020年8月31日付で推薦した会員候補者のうち、任命されていない方について、速やかに
にんめい
任命していただきたい。

わたし き そきょういく ほしやう しゃかい じつげん がくもん じゆう せいさくていげん ふかけつ
私たちは、基礎教育を保障する社会の実現において「学問の自由」にもとづく政策提言が不可欠で
あると考えています。日本学術会議法の前文、第3条、第7条第2項、第17条の規定の趣旨に基づき、
じやうきけつき しじ
上記決議を支持します。

2020年10月22日

き そきょういくほしやうがつかいりじかい
基礎教育保障学会理事会

さんこう にほんがくじゆつかいぎほう ばっすい
参考 日本学術会議法(抜粋)

ぜんぶん
前文

にほんがくじゆつかいぎ かがく ぶんかこっか きそ かくしん たつ かがくしゃ そうい もと くに
日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の
へいわてきふっこう じんるいしゃかい ふくし こうけん せかい がっかい ていけい がくじゆつ しんぽ きよ しめい
平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、
ここに設立される。

だい じょう
第3条

にほんがくじゆつかいぎ どりつ ひだり しょくむ おこなう
日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

いち かがく かん じゅうじこう しんぎ じつげん ほか
一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。

に かがく かん けんきゅう れんらく ほか のうりつ こうじょう
二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

だい じょう
第7条

にほんがくじゆつかいぎ にん にほんがくじゆつかいぎかいいん い か かいいん そしき
日本学術会議は、210人の日本学術会議会員(以下「会員」という。)をもつて、これを組織する。

かいいん だい じょう きてい すいせん もと ないかくそうりだいじん にんめい
2 会員は、第17条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

かいいん にんき ねん はんすう にんめい
3 会員の任期は、6年とし、3年ごとに、その半数を任命する。

ほけつ かいいん にんき ぜんにんしゃ ざんにんきかん
4 補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

かいいん さいにん ほけつ かいいん いったい かぎ さいにん
5 会員は、再任されることができない。ただし、補欠の会員は、一回に限り再任されることができる。

かいいん ねんれい ねん たつ とき たいしょく
6 会員は、年齢70年に達した時に退職する。

かいいん べつ さだ てあて しきゅう
7 会員には、別に定める手当を支給する。

かいいん こっかいぎいん か さまた
8 会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。

だい じょう
第17条

にほんがくじゆつかいぎ きそく さだ すぐ けんきゅうまた ぎょうせき かがくしゃ
日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者の

かいいん こうほしゃ せんこう ないかくふれい さだ ないかくそうりだいじん すいせん
うちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。